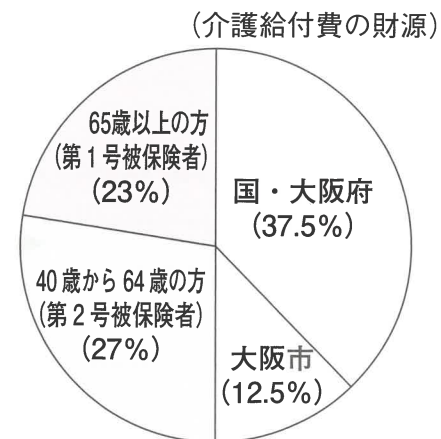


令和7年度 介護保険料決定通知書について

1 介護保険料の財源について

- ◎介護保険の費用は、介護の必要な方を社会全体で支えるため、介護保険料と公費でまかなわれています。
- ◎介護保険は、現に介護サービスを受けている人を支えるだけでなく、将来、介護サービスが必要となったときに、安心してサービスを受けていただくための制度です。介護保険料の納付にご理解をお願いします。



2 介護保険料の算定方法と徴収方法について

普通徴収の方

【保険料の算定について】

- ・4月は令和7年度の市町村民税等が確定していないため、令和6年度の市町村民税等を用いて、仮に計算しています。
- ・令和7年3月に市外からの転入により大阪市の第1号被保険者となった方は、令和7年度の市町村民税が判明するまでは第2段階で仮に計算しています。
- ・令和7年度の市町村民税等が確定した後、7月に保険料を再計算します。4月に仮に計算した保険料額に変更がある場合には、7月に変更決定通知書を送付します。(保険料額に変更がない場合は、改めて通知書は送付しません。)

【保険料の納付について】

- ・納付書または口座振替により保険料を納付していただきます。
- ・納付書で納付いただく場合は、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、区役所の窓口、コンビニエンスストア等をご利用いただけます。
- ・口座振替による納付をご希望の方は、お住まいの区の区役所介護保険の窓口、金融機関の窓口へ「口座振替依頼書」によりお申込みいただくほか、パソコンやスマートフォンからもお手続きができます。
- ・今回送付した納付書のうち、初回の期割については、お手元に届いてから支払期日までの期間が大変短くなっております。ご負担をおかけしますが、期日内に納付いただきますよう、お願いします。

【特別徴収が停止された方について】

- ・前年度に保険料の減額等の理由により、特別徴収が停止された方につきましては、特別徴収が再開されるまでの当面の間、納付書または口座振替による納付方法に変更されます。大変お手数をおかけしますが、納付書が届きましたら、納付いただきますようお願いいたします。(納付方法や納付場所については、同封している納付書の裏面をご覧ください。)
- ・なお、特別徴収が再開される際には、「介護保険料変更決定通知書」にてお知らせします。

特別徴収の方

【保険料の算定について】

- ・4月、6月、8月は仮徴収期間といい、保険料額は前年度の2月と同じ金額となります。
- ・ただし、仮徴収期間の保険料額と本徴収期間(10月、12月、2月)の保険料額との差が大きくなると見込まれる場合は、1年間を通して期別保険料の額ができるだけ均等になるように、6月と8月の保険料額を変更します。(特別徴収の仮徴収額変更)
- ・特別徴収の仮徴収額変更をした方、また、令和7年4月および6月から徴収方法が特別徴収に変更となる方には、4月に決定通知書を送付しています。
- ・令和7年度の市町村民税等が確定した後、令和7年度の保険料額を決定し、7月に決定通知書を送付します。(4月に決定通知書を送付した方には、変更決定通知書を送付します。)決定した保険料での徴収は10月から開始されます。

- ・10月、12月、2月の保険料額は、決定した保険料額から4月、6月、8月の仮徴収期間の保険料額を差し引いた額となります。

【保険料の納付について】

- ・徴収方法が特別徴収の方は、支給される年金から保険料が差し引かれます。
- ・介護保険法第135条の規定により、4月1日現在、老齢年金、退職年金、障がい年金、遺族年金を年額18万円以上受給している場合は、原則として特別徴収により納めていただきます。
- ・新たに第1号被保険者の資格を取得された方(65歳年齢到達、市外転入)で、老齢年金等を18万円以上受給されている方は、被保険者の資格を取得して6か月後以降に特別徴収が開始されます。
- ・介護保険制度では被保険者が徴収方法を選択することはできません。
- ・年度の途中で保険料が減額となる場合は、特別徴収が停止されます。ただし、時期によっては、年金機構への特別徴収停止の依頼が間に合わず、停止が遅れる場合があります。納め過ぎとなった場合は、後日に還付等の通知をお送りし、精算させていただきますので、あらかじめご了承ください。

3 ご注意ください！→介護保険料の滞納が続きますと…

保険料の滞納が続きますと、滞納期間に応じて、介護サービスを利用する際の利用料がいったん全額負担となったり、利用料の自己負担が3割または4割になる場合があります。

4 保険料を納めることが困難な方は→保険料を減免できる場合があります。

災害や、失業・倒産・長期入院などで保険料の納付が困難になったときには、保険料を減免できる場合があります。

また、大阪市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方(保険料段階第3段階・第4段階)について、次のとおり保険料の軽減を行っています。保険料の減免および軽減には申請が必要です。お住まいの区の区役所介護保険の窓口でご相談ください。

◎対象者…世帯全員が市町村民税非課税で、次のすべてに該当する方(生活保護受給者・養護老人ホーム入所者は除く)。

①世帯の年収が次の額以下であること。

1人世帯	2人世帯	3人世帯	(以降、世帯人員が一人増えるごとに48万円を加算した額)
150万円	198万円	246万円	

※年間収入については、遺族年金・障がい年金、仕送りなどのあらゆる収入が含まれます。

また、介護保険料や介護サービス利用料などが控除できます。

②扶養を受けていないこと。

③活用できる資産を有しないこと。

- ・預貯金、国債等が1人世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)を超えていないこと。
- ・世帯単位で、自己の居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。

④介護保険料を滞納していないこと。

◎軽減内容…消費税率の引上げに伴い実施している、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階保険料(76,582円)の2分の1に軽減します。

なお、保険料段階第1段階・第2段階の方につきましては、公費による軽減強化により、保険料額が生活困窮者軽減適用後の金額を下回ることになりますので、生活困窮者軽減適用の対象外となっています。

※原則、申請月からの適用となります。

※申請時に必要な資料は、お住まいの区の区役所介護保険担当へご確認ください。

介護保険料決定通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

【令和7年3月末現在、保険料の減免を受けられている方へ(災害減免をのぞく)】

今回お送りする「介護保険料決定通知書」は、令和7年度に保険料の減免を仮に適用した場合の額でお知らせしています。令和7年度も引き続き適用を受けるためには改めて申請が必要です。

介護保険料減免申請書を別にお送りしますので、届きましたらお早めにお住まいの区の区役所介護保険の窓口申請してください。

普通徴収の保険料の納付は、便利な口座振替をぜひご利用ください。

裏面もご覧ください 大阪市

「介護保険料決定通知書」のみかた（見本）

※下記に表示している事例は、保険料段階が第4段階で普通徴収の方の場合です。

お問い合わせ先

被保険者番号
氏 名

令和7年4月1日作成

介護保険料 決定 通知書

令和7年度 介護保険料を次のとおり 決定 しましたので
通知します。
なお、この決定通知書については、
令和7年3月31日 時点のデータに
基づき作成しています。

大阪市長

◎ この通知書の発行事由

仮算定

※7月確定時に変更なければ本算定となります。

◎ 月別保険料額（令和7年度）

特別徴収（支給される年金から保険料が差し引かれる方法）の場合

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計(ア)
徴収額(円)	0	0	0	0	0	0	0

普通徴収（口座振替又は納付書で納めていただく方法）の場合

徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
徴収額(円)	6,727	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	
徴収月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(イ)
徴収額(円)	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	76,027

◎ 保険料の納付方法

・特別徴収の場合
次の年金から保険料が差し引かれます。
ただし、年度途中で保険料額が増額した場合は、その差額分を普通徴収により納めていただきます。

上半期（4月～9月）

年金保険者	
対象となる年金	

下半期（10月～3月）・翌年度仮徴収期間

年金保険者	
対象となる年金	

・普通徴収の場合
口座振替を依頼されている方は、下記の金融機関等の口座から引き落とされます。口座振替を依頼されていない方は、納付書により納めていただきます。納期限は、1月から11月までの各月分は毎月末日です。12月分は翌年の1月4日です。ただし、これらの日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、これらの日の翌日となります。毎月の保険料の納期限は、納付書・領収証書にも書かれています。

金融機関等の名称	〇〇〇銀行
店舗名	×××支店

◎ あなたの令和7年度 保険料段階は 第4段階 です。

※世帯主及び配偶者の方は、保険料を納付義務者と連帯して納付する義務があります。

◎ 保険料段階の決定根拠

課税状況	本人非課税・世帯非課税
合計所得金額	*****

※公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が 120万円超

◎ 保険料額内訳（令和7年度）

	令和7年度 今回 保険料額(円)		
保険料額①	76,027		
減免額②	0		
年間保険料額①－②	76,027		

◎ 過年度保険料額

	変更後 保険料額(円)	変更前 保険料額(円)
既賦課額（*****）	*****	*****
既賦課額（*****）	*****	*****

令和8年度
特別徴収額(円)

	4月	6月	8月
	0	0	0

※翌年度仮徴収額

令和7年度
保険料年額(円)

76,027

◎特別徴収の対象となる年金

●年金保険者

受給されている年金の保険者を表示しています。

●対象となる年金

受給されている年金の種類を表示しています。

◎保険料の納付方法

普通徴収の対象者で口座振替を依頼されている方は、口座振替をする金融機関等の名称・店舗名を表示しています。

あなたの令和7年度の保険料段階を表示しています。
詳しくは、「決定通知書」の裏面をご覧ください。

◎保険料段階の決定根拠

あなたとあなたの世帯の課税状況およびあなたの合計所得金額等を表示しています。
詳しくは、「決定通知書」の裏面をご覧ください。

◎月別保険料額（令和7年度）

●年金からのお支払いとなる場合（特別徴収）

年金支払月（偶数月）ごとに特別徴収される保険料額を表示しています。

特別徴収の場合は、年金支払月分とその翌月分の介護保険料が、支給される年金から差し引かれます。

（たとえば、6月に特別徴収された保険料額は、6月・7月分にあたります。）

●口座振替又は納付書で納めていただく場合（普通徴収）

各月ごとに納付していただく保険料額を表示しています。

◎この通知書の発行事由

●仮算定

※7月確定時に変更なければ本算定となります。

令和7年度の市町村民税等が確定していないため、令和6年度の市町村民税等を用いて保険料額を仮に計算しています。7月に市町村民税等が確定した後、保険料等に変更がなければ、改めて通知書は送付しません。

●減免仮適用

令和7年3月末現在に、減免適用されていた方は、減免を仮に適用して保険料を計算しています。（※災害減免をのぞく）

●特別徴収への徴収方法変更

令和7年4月または6月から特別徴収となる方。

●特別徴収の仮徴収額変更

特別徴収継続者で、上期（4月・6月・8月）と下期（10月・12月・翌年2月）の保険料額の差が大きくなると見込まれる場合、6月・8月分を調整して1回にお支払いいただく保険料額が同じくらいになるようにしています。

●特別徴収の見込額変更

4月から特別徴収が開始される方で、上期と下期の保険料額の差が大きくなると見込まれる場合、6月・8月分を調整して1回にお支払いいただく保険料額が同じくらいになるようにしています。

◎令和7年度保険料年額

今年度に納付していただく保険料額を表示しています。

◎保険料額内訳（令和7年度）

●保険料額①

あなたの令和7年度の保険料段階にあたる金額を表示しています。

●減免額②

あなたが保険料の減免を受けた場合に、その減免額を表示しています。

●年間保険料額①－②

保険料額①から減免額②を差し引いた額を表示しています。

（あなたの令和7年度の保険料年額です。）